

2022年1月7日

井手町・木津川市・精華町・天理市との『遺贈による寄附制度』に関する協定』および『遺言代用信託を活用した寄附に関する協定』の締結について

南都銀行（頭取 橋本隆史）は、増加する寄附ニーズへの対応ならびに、相続関連サービス拡充を目的に、2021年12月24日付で井手町・木津川市・精華町・天理市と『遺贈による寄附制度』に関する協定』および『遺言代用信託を活用した寄附に関する協定』を締結しましたので、お知らせいたします。

本締結により、協定締結先4市町への寄附を希望されるお客さまに対しては、当行の専門の担当者が遺言書の作成などのアドバイスやサポートを行います。また、より簡便な方法での寄附を希望される場合は、当行の信託商品である『<ナント>安心とどける信託「家族円満」〔寄附コース〕』を利用頂くことで、遺言書の作成によらず相続財産の一部を4市町に寄附することが可能となりました。

当行は、今後も地域のお客さまの多様な寄附ニーズに対応するとともに、地元自治体等の財源確保への貢献、ひいては地域の振興と発展に取り組んでまいります。

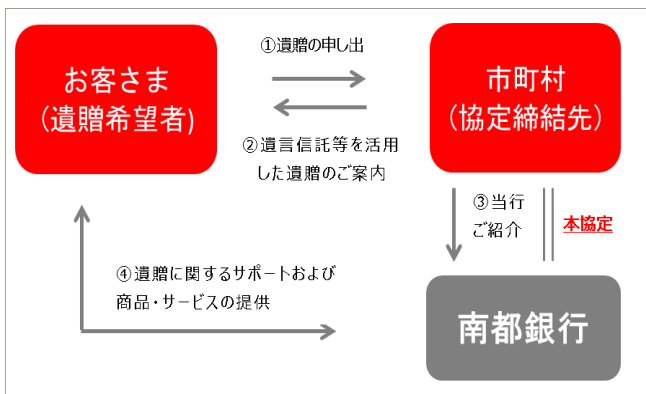
なお、当行が京都府下の自治体と両協定を締結するのは、今回が初めてとなります。

記

1. 協定締結先（2021年12月24日付／五十音順）

井手町・木津川市・精華町・天理市

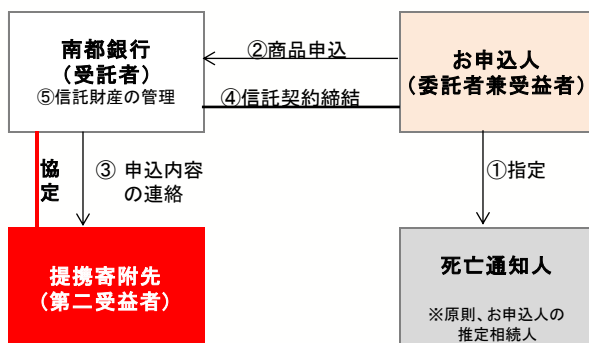
2. 「遺贈による寄附制度」に関する協定



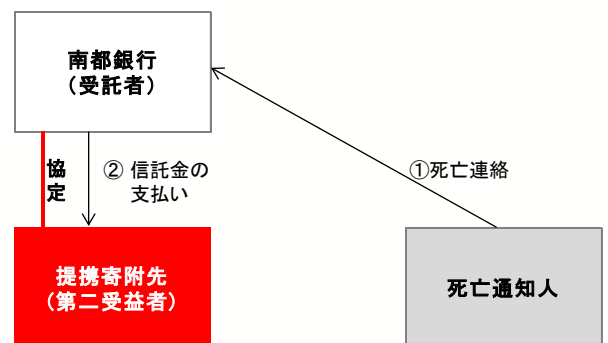
- (1) 4市町に「遺贈による寄附」の申し出があった場合、遺贈希望者に対し提携する銀行として南都銀行をご紹介いただくことができます。
- (2) 当行は、遺贈希望者の「想い」を確実に実現するため、専門の担当者が遺贈・相続に係る専門的なアドバイスを実施し、遺言書作成等のきめ細かいサポートを行います。
なお、遺贈希望者から当行へ直接相談があった場合についても、同様のアドバイス・サポートを行います。

3. 遺言代用信託を活用した寄附に関する協定

(1) 寄附申込時



(2) 相続発生時



※本協定による寄附では、当行商品<ナント>安心とどける信託「家族円満」を利用頂きます。

商品内容の詳細は、<ナント>安心とどける信託「家族円満」のパンフレットをご確認ください。

【本件に関するお問合せ先】 個人営業部 担当 西田・才治 ^{さいじ} Tel 0742-27-1701